

公益通報者保護法第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針について

2021 年 7 月 29 日  
消費者庁参事官室  
(公益通報・協働担当)

## 第 1 はじめに

令和 2 年 6 月 12 日に公布された「公益通報者保護法の一部を改正する法律」(令和 2 年法律第 51 号)においては、改正後の公益通報者保護法(平成 16 年法律第 122 号。以下「法」という。)第 11 条第 1 項及び第 2 項により、公益通報対応業務従事者を定めること及び事業者内部における公益通報に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置をとることが事業者に求められることとなった。これらの事項に関しては、その適切かつ有効な実施を図るために必要な事項について、内閣総理大臣が指針を定めることが求められている(同条第 4 項)。この指針を定めようとするときは、あらかじめ消費者委員会の意見を聴かなければならないと規定されている(同条第 5 項)。

そして、令和 3 年 5 月 21 日開催の消費者委員会本会議(以下「前回本会議」という。)において指針案をお示し御検討いただいたところであるが、パブリックコメント手続きを終え、今回、改正後の法第 11 条第 5 項の規定に基づき内閣総理大臣名により正式に消費者委員会へ意見を求めるものである。

## 第 2 指針案の変更点等

令和 3 年 4 月 28 日、指針案についてパブリックコメント手続を開始したところ(意見提出期限は同年 5 月 31 日)、約 40 件の意見が寄せられた。これらの意見や前回本会議での御指摘等を踏まえ、前回本会議でお示しした指針案に所要の修正を加えた。

前回本会議でお示しした指針案からの変更点は下表のとおりである。

変更の趣旨	該当箇所	変更または追加した文章
前回お示しした指針案の「労働者」には、派遣労働者も含むため、公益通報者保護法、労働基準法、その他の法令上の労働者とは異なるため、この点を明確にした。	第 2 用語の説明 等	「労働者等」
指針案で定める「不利益な取扱い」は、公益通報を理由として行われる不利益取扱いであるところ、かかる趣旨を明確にした。	第 2 用語の説明	「 <u>不利益な取扱い</u> とは、公益通報をしたことを理由として、当該公益通報者に対して行う解雇その他不利益な取扱いをいう。」

## 第 3 今後の予定

8 月中目途 指針の成案公表及びパブリックコメントの結果公表